行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
20200601	黒沢ロジテック 株式会社 (法人番号2010401008762) 代表者黒澤 明彦	東京都港区麻布台3- 4-4-401	本社	東京都港区南麻布2-10-5	文書警告	送安全規則第7条第5項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和元年8月27日及び令和元年10月11日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200602	株式会社 トランスシグマ (法人番号1010401088368) 代表者野崎 真史	茨城県常総市馬場23 80番地2	本社	茨城県常総市馬場238 0番地4	輸送施設の使用停止 (190日車)	送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、平成30年11月13日及び同年12月4日、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遠守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任、高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任、高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)初任、高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業未第9条第1項)	19	19
20200602	株式会社 秀機産業(法人 番号6020001088060) 代 表者松野 秀樹	神奈川県横浜市保土ケ 谷区上菅田町1188- 1		神奈川県横浜市緑区鴨 居7-11-16 こさかハ イツ101	輸送施設の使用停止 (180日車)、安全確保 命令	送安全規則第10条第1 項	法令で規定された報告書に関して法令違反の疑いがあったことを端緒として、令和元年9月3日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の	18	18
20200602	株式会社 栃木トランス ネット(法人番号 2060001011740) 代表者 湯田 孝次	栃木県那須塩原市豊浦 10-706	株式会社栃木トランスネット	栃木県那須塩原市豊浦1 0-706	輸送施設の使用停止 (10日車)	送安全規則第10条第2 項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元12月4日、監査を実施。5件 の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第19条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条第1項)、(3)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)報告義務違反 (貨物自動車運送事業報告規則第2条)	1	1

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200602	有限会社 ナットランス ポート(法人番号 5040002016928) 代表者 島光 博之	千葉県千葉市中央区春 日1-20-2		千葉県千葉市美浜区高 浜2-2-1	輸送施設の使用停止 (50日車)	送安全規則第3条第6項	酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年8月29日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に未加入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	5	5
20200602	人番号5140001050752) 代表者吉川 貴雄	大阪府大阪市此花区梅町2-2-13		千葉県船橋市馬込町83 3-2エミネンス馬込沢1 03号室	(60日車)	送安全規則第3条第4項	救護措置義務違反があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年9月2日、監査を実施。 10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条第1項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の研修安講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	6	6
20200602	躍進運輸 株式会社(法人番号4080101004335) 代表者佐藤 栄祐	静岡県御殿場市川島田 1698-357		神奈川県川崎市川崎市 扇町19-2	輸送施設の使用停止 (50日車)	送安全規則第7条	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和元年11月15日、同年12月2日及び同年12月16日監査を実施。 4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	8	8
	有限会社 宝井運送(法人番号7060002010373) 代表者清水 輝昭	栃木県宇都宮市下田原 町2888-41		栃木県宇都宮市立伏町9 48-209	輸送施設の使用停止 (30日車)	送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月17日、監査を実施。4 件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	3	3

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
20200602	株式会社 アンビシャス(法 人番号8011701015278) 代表者安田 幸夫	東京都江戸川区一之江 7-12-6 2F	本社	東京都江戸川区一之江4 -10-11 1F	輸送施設の使用停止 (90日車)	送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年11月22日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(7)連行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(8)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)	9	9
20200602	花塚運輸 株式会社(法人番号5060001011515) 代 番号5060001011515) 代 表者花塚 昌美	栃木県那須塩原市上厚 崎330-6	本社	栃木県那須塩原市上厚 崎330-6	輸送施設の使用停止 (10日車)	送安全規則第7条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年8月9日、監査を実施。 4件の違反が認められた。(1) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2) 運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3) 事業の健全な発達を阻害する競争のうち社会保険等に規入のもの(貨物自動車運送事業法第25条第2項)、(4) 運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	1	1
20200602	みちの〈陸運 株式会社 (法人番号538001001681) 代表者遠藤 武義	福島県福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6	栃木	栃木県那須塩原市豊浦3 -33	輸送施設の使用停止 (55日車)	送安全規則第3条第4項	労働局からの通報を端緒として、令和元年1月24日、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)	6	6
20200611	株式会社 YSJ(法人番号 4030001119072) 代表者 八木 孝之	埼玉県越谷市大間野町 4-201-10		埼玉県草加市長栄2-4 8-5-104	輸送施設の使用停止 (180日車)	送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年9月3日、同月30日監査を実施。15件の違反が認められた。(1) 乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2) 疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3) 点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4) 乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6) 初任運転者に対する適性診断受義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(8) 整備管理者の安施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(9) 運行管理者の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(9) 運行管理者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(12) 運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条、(10) 運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(11) 運行管理補助者の要件違反(安全規則第18条第3項)、(12) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(13) 事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(14) 報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(15) 運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	18	18

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200611	アートバンライン 株式会社(法人番号 5120901015088) 代表者 木谷 誠二	大阪府茨木市島3丁目 5番48号		神奈川県横浜市神奈川区三枚町108-7	輸送施設の使用停止 (70日車)	送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがあることを端緒として、令和元年9月4日、同年9月26日及び令和2年1月9日監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2))乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	7	7
20200611	有限会社 柿沼運輸(法人番号4030002114543) 代表者柿沼 康将			埼玉県大里郡妻沼町大 字善ヶ島524-5	輸送施設の使用停止 (140日車)	送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和元年10月10日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第0条第1項)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高給運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)定期点検整備可実通送事業輸送安全規則第10条第2項、(9)定期点検整備研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(11)運行管理者の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)、(11)運行管理者の書談書養務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)整備研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(10)整備研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条、(11)運行管理者の書間受講義務違反(貨物自動車運送事業未第9条第1項)、(13)事業計画事業報告規則第2条の2)	14	14
20200616	成田空港輸送 株式会社 (法人番号1040001058867) 代表者橋本 清市		本社	千葉県成田市吉岡219 -3	輸送施設の使用停止 (140日車)	送安全規則第3条第6項	法令違反の疑いがある旨の情報を端絡として、令和元年12月5日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(9)運行書日、計算、10条第2項)、(9)運行管理者の講務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(10)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	14	14

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者	営業所 点数
20200616	有限会社 トランスポート・ジュン(法人番号 9030002021487) 代表者 丸 淳一	埼玉県さいたま市岩槻 区廃室360	本社	埼玉県さいたま市岩槻区 鹿室360	輸送施設の使用停止 (100日車)	送安全規則第3条の2	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和元年11月26日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(5))無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第58条第1項)(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条)、(7)運賃及び料金の未届出(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)	10	
	表者木村 市郎	JI 341		東京都葛飾区奥戸6-1 0-11		送安全規則第10条第1 項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200617	有限会社 新星ロジテック (法人番号5060002028517) 代表者神田 英俊		本社	栃木県小山市大字向原 新田98-23	文書警告	送安全規則第10条第1 項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和2年6月2日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20200623	有限会社 アクティブ(法人 番号5030002096970) 代 表者小峰 元生			埼玉県坂戸市南町15- 10(旧:埼玉県川越市小 堤549-198)		送安全規則第7条第5項	死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和元年9月25日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記載違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(5)運行記録計による記録の改ざん・不実記録違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	25	25

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20200623	株式会社 モテギ(法人番 号2070001020237) 代表 者茂木 透	群馬県邑楽郡大泉町東 小泉1-29-6		群馬県邑楽郡大泉町東小泉1-29-6	輸送施設の使用停止 (130日車)	送安全規則第3条第4項	行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和 元年10月29日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵 寸違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4頃)、(2)点呼の実施義務 違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記 録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項)、(4)運行記録計による記 録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指 導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条第1項)、(6)定期点検整 備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条)、(7)整備管理者の 研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第15条)	33	33
20200630	有限会社 新井清掃(法人番号2030002117424) 代表者新井 健治			埼玉県行田市大字下忍2 21-3	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年2月17日、 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法 第17条第3項)	3	3
20200630	株式会社 松栄運送(法人番号8030001095599) 代表者山崎 吉太郎	埼玉県三郷市彦川戸2 -104		埼玉県三郷市上彦名34 6-4-203	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和2年3月5日、 監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法 第17条第3項)	3	3